

チーム代表者 各位

担当審判員 各位

京都フットボール連盟
事務局

八幡市民スポーツ公園グラウンドの使用について【通達】

平素は当連盟の事業にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

標記の件、京都フットボールリーグでのグラウンド使用について、以下の点に注意するよう指示を受けました。

○ゴミ・タバコの吸殻をグラウンド内・周辺に捨てない。

○借りた備品は元にあった場所に戻す。

(メジャー・コーナーフラッグなど)

○グラウンド使用後の整備(トンボ掛け)をする。

これらが守られなければ、今後グラウンドの使用ができなくなります。

各チームとも社会人のリーグとしての自覚と責任を持ち、グラウンド使用のマナーを厳守していただきますよう、チーム関係者にご指導・ご伝達のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

八幡市民スポーツ公園
075-981-6111

- ① 第一試合の審判担当チームは管理事務所(体育館)へ行き、グラウンド使用の挨拶と備品出庫依頼をする。
後始末の内容を確認する。(※運営引継確認表に必ず記入のこと。)
- ② メジャーとハンマーは管理事務所(体育館)で借用してください。
- ③ 向かって左側に備品庫がありますので、ラインカー・コーナーフラッグを借用してください。
- ④ ゴールはグラウンドの両端にあります。(ゴールネットはつけたままです)
最終試合の両チームは、試合終了後、グラウンドの両端へ返却してください。
- ⑤ 石灰は運営委員が持って行きます。
- ⑥ 机・椅子は備品庫の中にあります。
- ⑦ グラウンド使用後の整備は、最終試合の両チームがトンボ掛けを必ず行ってください。(トンボは向かって右側にあります。)
- ⑧ 21時完全撤収です。時間厳守をお願いいたします。
- ⑨ ゴミは、各自で必ず持ち帰ること。(ゴミ箱はありません。)
タバコの吸殻の後始末にも充分注意してください。
所定の場所以外での喫煙は、ご遠慮願います。
- ⑩ 最終試合の審判担当チームが、後片付け終了後に管理事務所へ行き、終了の挨拶をする。

以上、八幡市民グラウンドに限らず他のグラウンド使用時にも同様に全てチームが協力して行ってください。